

特定非営利活動法人 豊見城市体育協会
情報公開に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人豊見城市体育協会（以下「本体育協会」という。）が特定非営利活動促進法第28条の定めるところにより、情報公開に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(公開書類)

第2条 公開書類は以下のとおりとする。

- (1) 定款
- (2) 事業計画、活動予算
- (3) 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録
- (4) 理事会、総会の議事録

(閲覧場所)

第3条 公開書類の閲覧場所は主たる事務所とする。

(閲覧日時)

第4条 閲覧希望者は、希望日時の3日前までに主たる事務所へ連絡することとする。

2 本体育協会は、正当な理由があるときは、閲覧希望者に対し、閲覧希望日を指定することができる。

(改 廃)

第5条 この規定の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規定は、令和2年4月1日から施行する。